

保育士・幼稚園教諭・放課後児童指導員等の処遇改善

公私立の保育所(園)、認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成室等に勤務する保育士等の収入を月額3%程度引き上げ、処遇改善を図る

■ 目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育所・幼稚園等における保育士、幼稚園教諭等の処遇改善のため、令和4年2月から収入を月額3%程度引き上げるための措置を実施する。

■ 対象

公私立の保育所(園)、認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成室等に勤務する保育士、幼稚園教諭、放課後児童指導員等

■ 期間

令和4年2月分～3月分

■ 処遇改善の概要

1 民間・・・施設に対して処遇改善に充てるための補助金を交付

- ① 民間保育所及び認定こども園 16施設
- ② 民間放課後児童健全育成室 17施設

資金の流れ(イメージ)



2 公立・・・職員の収入の引き上げ

- ① 保育士(担任) 6名 月額7,314円の増額
- 保育士(担任外) 65名 1時間当たり31円の増額
- ② 放課後児童指導員(主任) 29名 1時間当たり32円の増額
- 放課後児童指導員(資格あり) 101名 1時間当たり32円の増額
- ③ 幼稚園教諭 10名 月額7,420円の増額

■ 補正予算額 【国庫補助金 10/10】

民間保育所助成事業	7,422千円
公立放課後児童健全育成事業	810千円
民間放課後児童健全育成事業	2,056千円
公立保育所管理運営事業	451千円
あすなろ園管理運営事業	18千円
公立保育所障害児保育事業	268千円
公立幼稚園管理運営事業	153千円